障 企 発 0226第 3 号 平 成 30年 2 月 26日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 (公印省略)

「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の一部改正について

今般、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日障企 発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)の別紙の一部を別添の とおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸 機関への周知等その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に 規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従 前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

○ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働 省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)(抄)

(変更点は下線部) ĺΗ 新 別紙 別紙 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい | 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい 7 7 [総括事項] ~[心臓機能障害] (略) 「総括事項」~「心臓機能障害」 (略) 「じん臓機能障害] 「じん臓機能障害] (略) 1 (略) (質疑) (質疑) 2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を 2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を判 判定できるのは、主として慢性腎不全によるもの 定できるのは、主として慢性腎不全によるものであ であり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチ り、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃 ニン濃度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の 度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の日常生活 日常生活活動が極度に制限される場合があるが、 活動が極度に制限される場合があるが、この場合の この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。 等級判定はどのように取り扱うのか。 (回答) (回答) 糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因に 糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によ よって活動能力が制限されている場合であっても って活動能力が制限されている場合であっても、認 定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8mg/dl 、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dlを超えるもの又は内因性クレアチニンクリ を超えるものでなければ1級として認定すること アランス値が 1 0 ml/分未満<u>のもの</u>でなければ 1 は適当ではない。 級として認定することは適当ではない。 (略) (略) 3 3 (略) (略) 4 4 「呼吸器機能障害]~[肝臓機能障害] 「呼吸器機能障害]~「肝臓機能障害] (略) (略)